官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

目　次

〔政　令〕

○生産性向上特別措置法施行令の一部を改正する政令（四三）
○航空法関係手数料令の一部を改正する政令（四四）　二

〔府　令〕

○生産性向上特別措置法施行令第一条各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定める数等を定める内閣府令（内閣府一一）　三

〔府令・省令〕

○生産性向上特別措置法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・公正取引委・個人情報保護委・総務・法務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・原子力規制委**一）　三

〔省　令〕

○陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則の一部を改正する省令（**防衛**一）　四

〔告　示〕

○災害対策基本法施行令の規定に基づき令和元年に発生した災害に係る同令第四十三条第一項の地方公共団体を定める件（**総務**六四）
○災害対策基本法施行令の規定に基づき令和元年台風第十九号の災害に係る同令第四十三条第三項の地方公共団体を定める件（**同**六五）　四
○二千十九年全国家計構造調査における調査を行う期間の変更に関する件（**同**六六）　五
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条第一号の規定に基づき登録の公示をした登録外国適合性評価機関の住所を変更する件（**同**六七）
○コンゴ民主共和国における国立職業訓練機構地方拠点拡充計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合プロジェクト・サービス機関との間の書簡の交換に関する件（**外務**七三）
○天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件（**文化庁**三五）
○保安林の指定をする件（**農林水産**四八一～四八九）
○保安林の指定を解除する件（**同**四九〇、四九一）
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件（**経済産業**四八）　七
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**二七七）
○都市計画に関する件（**同**二七八～二八〇）
○運輸審議会から答申があった件（**同**二八一）　八
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**二八二、二八三）
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**二八四）
○直轄砂防工事を施行する件（**同**二八五）　九

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕

内閣　警察庁　法務省　最高裁判所　九

〔官庁報告〕

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
特定保険募集人の所在の確知等、所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなった外国法人、所得税法第二一四条の規定に該当しなくなった非居住者、結城用水土地改良区の定款変更の認可関係　一〇

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係

地方公共団体
教育職員免許状失効関係

会社その他　二九

本号で公布された法令のあらまし

◇**生産性向上特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第四三号）（経済産業省）

1　保険業法施行令第一条の七第四号の規定に係る規制の特例措置

　認定新技術等実証計画に従って、保険事業の保険者及び保険契約者に対し、新技術等を提供し、かつ、当該保険事業に係る再保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合には、保険業法（平成七年法律第一〇五号）第二条第一八項に規定する少額短期保険業者の引き受ける当該再保険契約に係る再保険は、保険業法施行令（平成七年政令第四二五号）第一条の七第四号に掲げる再保険に該当しないものとすることとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**航空法関係手数料令の一部を改正する政令**（政令第四四号）（国土交通省）

1　航空機に対する補助信号の送信を地上から直接行う機能を有する衛星航法補助施設について、その設置の許可を申請する者等が納付すべき手数料の額を定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和二年三月二三日から施行することとした。